第１章　理念・目的

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		現状の説明 C列の点検・評価項目について，必ず記述してください	評価 効果が上がっている点 F列の現状から記述	評価 改善を要する点 F列の現状から記述	発展計画 「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	根拠資料 Alt＋Enterで箇条書きに
（１）法学部の理念・目的は適切に設定されているか								
a	◎学部，学科または課程ごとに，大学院は研究科または専攻ごとに，人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則またはこれに準ずる規則等に定めていること。 ◎高等教育機関として大学が追及すべき目的を踏まえて，当該大学，学部･研究科の理念･目的を設定していること。 【約500字】	法学部では，学則別表９に「人材養成その他教育研究上の目的」を定めるとともに，2014年作成の「2015年度教育・研究に関する年度計画書」【1-2-1：法学部1頁】において，「権利自由・独立自治」という建学の精神に則り，「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」を基本理念・目的として掲げている。これら基本理念・目的はグローバル化の進展する現代社会の求めに応じた幅広い教養と専門的知識並びにその応用能力の育成を目指すものであり，学校教育法に照らして適切といえる。						1-2-1　2015年度教育・研究に関する年度計画書，法学部1頁
b	●当該大学，学部･研究科の理念･目的は，建学の精神，目指すべき方向性等を明らかにしているか。 【約100字】	法学部の将来的な方向については，グローバル化に対応した学部教育の拡充が「教育・研究に関する年度計画書」に掲げられており，学部内に「グローバル人材育成のためのワーキンググループ」が設置され，短期留学プログラムの拡充等について継続的に検討している【1-2-2，1-2-3，1-2-4】。しかし，法学教育は国内法の教授に重点が置かれるため，グローバル化への対応が遅れている。						①現状の説明 1-2-2　2013年度第1回グローバル人材育成のためのWG記録（2013年4月18日開催） 1-2-3　2013年度第2回グローバル人材育成のためのWG記録（2013年5月30日開催） 1-2-4　2013年度第3回グローバル人材育成のためのWG記録（2013年7月12日開催）
（２）法学部の理念・目的が，大学構成員（教職員及び学生）に周知され，社会に公表されているか								
a	◎公的な刊行物，ホームページ等によって，教職員･学生，受験生を含む社会一般に対して，当該大学･学部･研究科の理念･目的を周知･公表していること 【約150字】	理念・目的等について，学生には法学部便覧【1-2-5】，１年次に設置した演習科目，Oh-o!Meijiシステムによるニュース配信等によって周知を図っている。教職員に対しては先の媒体のほか各種委員会，シラバスの執筆依頼，教科書会議を開催し理念の共有を図っている。受験生等に対しては大学ガイド【1-2-7】，学部ガイド【1-2-8】，ホームページ【1-2-9】を通して公表している。	インターネット上のポータルページ等を通して学生および教員にとって学部理念等の共有が可能となっている。ポータルページについてはほぼすべての学生が利用している。	法学部の学部の理念・目的を確認するため，「法学部専門科目担当者懇談会」については，内容を精査や開催時期について再検討する必要がある。	法学部の学部の理念・目的を教員へ周知させる機会を設ける。 教員によるネットワーク利用率を高め，学生に対するメッセージの発信を充実させる。	法学部の学部の理念・目的を確認するため，「法学部専門科目担当者懇談会」については，内容を精査し，開催時期を今年度末へ変更してさらに充実したものにする。		①現状の説明 1-2-5　2013年度法学部便覧（抜粋） 1-2-6　2014年度明治大学ガイドブック（抜粋） 1-2-7　2014年度法学部ガイド（抜粋） 1-2-8　法学部ホームページ「人材養成その他教育研究上の目的」
（３）法学部の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか								
a	●理念･目的の適切性を検証するに当たり，責任主体･組織，権限，手続きを明確にしているか。また，その検証プロセスを適切に機能させているか。 【約300字】	理念・目的の適切性の検証については，毎年度，「教育・研究に関する年度計画書」作成時（６月）に，法学教育を取り巻く社会情勢を勘案しながら「法学部執行部会」が責任主体となって見直しを行い，毎年度，同報告書にまとめている。 執行部及び人事計画委員会において適切に検証ががおこなわれている。	毎年定期的に検証が行われることにより，時宜に適った内容を策定できている。	人事計画委員会では，理念の検証が委員会の目的に含まれていないため，検証結果を理念・目的の見直しにつなげる制度的保証がない。	多様な観点からの検証を実現するため，法学部自己点検・評価委員会と各委員会責任者との合同会議を制度化する。	理念・目的等を検証事項を審議するための学部内組織について規定を作成する。	検証の組織を制度化する。	1-2-1　2015年度教育・研究に関する年度計画書，1頁

第３章　教員・教員組織

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		現状の説明 C列の点検・評価項目について，必ず記述してください	評価 効果が上がっている点 F列の現状から記述	評価 改善を要する点 F列の現状から記述	発展計画 「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	根拠資料 Alt＋Enterで箇条書きに
（１）法学部として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか								
a	●＜教員像と教員組織の編制方針＞ 専門分野に関する能力，教育に対する姿勢等，大学として求められる教員像を明らかにしたうえで，当該大学，学部・研究科の理念・目的を実現するために，学部・研究科ごとに教員組織の編制方針を定めているか。また，その方針を教職員で共有しているか。 【約400字】	本学部において求める教員像は，本学部のミッションに適った人材育成を達成しうる者である。すなわち，人材育成や研究遂行に必要な学識，教育研究業績，社会的活動実績等を備えていることが条件となる。 法学部の教員組織の編制方針は，教育課程の編制・実施方針及び学位授与方針実現のための組織を編制することであり，本学部では「教育・研究に関する年度計画書」【3-2-1：４頁】において，方針として以下の３点を提示し，これらを教授会で承認することで共有している。 ①　年齢構成のアンバランスの解消 ②　外国人教員の採用，改善 ③　本学部の国際プログラムやカリキュラム強化のための客員・特任教員の活用 特任教員として，2010年度にアメリカ人，2011年度にイギリス人を任用し，助教として，2012年度に韓国人研究者を任用し，客員教授として，2013年度にブラジル人およびオーストリア人研究者の任用を行い【3-2-2,3-2-3】，それぞれ留学や英語で行う授業を担当している。	外国人教員の採用が増え，英語で行う授業科目コマ数も年々増加して設置しており【3-2-2】，国際化への対応ができている。	大学全体の教員任用計画方針により，特任教員の任用期間が5年までとなっていることや専任兼任比率において兼任の比率が高いため，客員教員の新規任用ができない，兼任講師の総時間数が前年度を超えることができないことから，国際関連の科目やプログラムの運営に支障をきたすため，対応を検討しなければならない。		法学部教員の専任兼任比率において兼任の比率が高いため，各科目の担当授業時間を確認し，現状把握および改善を図り，兼任比率を減らすことを検討している。		3-2-1　2015年度教育・研究に関する年度計画報告書，法学部4頁 3-2-2　2013年度法学部シラバス（抜粋） 3-2-3　2013年度客員教員任用予定者略歴表（ドメーニグ，二宮）
b	◎＜基準の明文化，教員に求める能力や資質の明示＞ 採用・昇格の基準等において，法令に定める教員の資格要件等を踏まえて，教員に求める能力・資質等を明らかにしていること。 【約150字】	専任教員の任用に関しては，公募を基本とした体制が採られている【3-2-4】。 また，専任教員の任用・昇格については，「明治大学教員任用規程」【3-2-5】，「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準について」【3-2-6】，学部で定めた「法学部教員任用に関する内規」【3-2-7】により明確に規定している。 教員の昇格に際しても学部内規である法学部研究業績審査基準【3-2-8】により，基準を明文化している。 専任教員の任用・昇格にあたっては，人事計画委員会において任用計画及び昇格方針の審議・決定をおこなう。任用・昇格手続きにおいては，専門科目委員会・教養科目委員会の審議・承認を受けた後，付議された案件について教授会審議を経て，承認される【3-2-9】。						①現状の説明 3-2-4　明治大学法学部専任教員募集要項(2013年度国語科 2012/9公示) 3-2-5　明治大学教員任用規程 3-2-6　学部長会における教員の任用及び昇格審査基準について 3-2-7　法学部教員任用に関する内規 3-2-8　法学部研究業績審査基準 3-2-9　法学部人事計画委員会記録　（2013年5月30日及び2014年3月6日開催）
c	◎＜組織的な連携体制と責任の所在＞ 組織的な教育を実施する上において必要な役割分担，責任の所在を明確にしていること。 【約300字】	本学部の組織的な教育を実施する上において必要な役割分担と責任の所在については，法学部長が法学部教授会の議長として，学部に関する校務をつかさどり，教養教育の実施については教養科目委員会，専門科目については専門科目委員会が担っている。これら２つの委員会の審議を経た上で，最終的には教授会が本学部の教育研究に関わる責任を負う。学部執行部は，学部長，学科長，教務主任，一般教育主任で構成されている【3-2-10】。 学部にとって重要な議案として人事計画やカリキュラム編成，入学試験があるが，人事計画については人事計画委員会を設置している。また，カリキュラム編成と入学試験については，将来計画検討委員会の下にカリキュラム運営専門部会と入試制度検討専門部会を設置しカリキュラム改正や入試制度変更等について審議を行っている。これらはいずれも専門科目教員，教養科目教員，あるいは関連する各科目担当教員を含めた構成員により委員会を設置し連携をとっている【3-2-11】。						3-2-10　法学部執行部組織図 3-2-11　法学部教員組織に関わる委員会
（２）法学部の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか								
教員の編成方針に沿った教員組織の整備								
a	◎当該大学・学部・研究科の専任教員数が，法令（大学設置基準等）によって定められた必要数を満たしていること。特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していること（設置基準第７条第３項） 【約400字】	設置基準上の必要教員数は34名に対し，専任教員数は90名である。また、必要教授数は17名である。従来から課題となっているが，法科大学院への専任教員の移籍やカリキュラムの変更等によって，主要科目の専任教員数の充実が不可欠である。専任教員一人当たりの学生数について，収容定員ベースでは37.8名であり，学生現員ベースでは，40.9名（学生数3,678名）である【3-2-12：表13】。なお，2013年度からは法学部学生の教育環境整備のためにスチューデントレシオの向上を図り，入学定員を900名から100名削減し，800名とする改正を行った。 教員組織のバランスについては外国人，女性教員の専任教員の積極的な受入れを「法学部人事計画委員会」において検討しており【3-2-1】，外国人専任教員7名（うち助教1名，特任教員が2名）女性教員13名が在籍している。【3-2-12：表14】。 専任教員の平均年齢は54.1歳である。年齢構成について61～65歳の割合が多い現状があるが，2007年度認証評価の際の「助言」事項でも指摘されており，以降毎年20～40代の教員を複数名任用している。2014年度は36～40歳1名，51～55歳1名の任用を行い，年齢構成のバランス適正化を図っている【3-2-12：表10】。		2013年度から100名学生定員を削減したことにより，スチューデントレシオの向上が期待されるが，未だ目標達成には至っていない。法学部では兼任教員に依存する教育から離脱し【3-1-2 ??頁】，よりよい教育環境を提供するため，専任教員の授業計画や人事採用計画が必要である。			学生現員に対し、専任教員一人当たり学生40人の体制の実現へ向け，長期的な視点から教員任用計画を実施する。 教員の年齢構成のバランス適正化に向けて，毎年度の任用時に年齢も考慮した人事を行う。今後も人事計画委員会と連携し，計画的に任用していく。	3-2-12　明治大学データ集 表13「専任教員一人あたり学生数推移表」 表14「専任教員における外国人教員，女性教員の状況（学部）」 表10「専任教員年齢構成（学部）」

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		現状の説明	評価		発展計画			根拠資料
		C列の点検・評価項目について，必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	Alt＋Enterで箇条書きに
b	◎方針と教員組織の編制実態は整合性がとれているか。 【600～800字】	教員組織の編制実態について，担当授業時間の平均は，資格別で教授12.3時間，准教授11.1時間，講師7.3時間，助教6.0時間となっている【3-2-12：表12】。学部教育の国際化を推進するため，外国人特任教員２名及び国際法担当の日本人特任教員１名を配しており，方針と実態は整合している。 法学部開設科目総数に占める専任教員の担当科目の比率（専兼比率）は，34.1%となっている。必修科目の56.3%は専任教員が担当しているが，選択必修科目においては兼任講師による割合が高くなっている【3-2-12：表16】。		法学部として，より良い教育環境を提供するには兼任教員に依存する教育から離脱【3-2-1：法学部3頁】することが必要であるが，現状は兼任教員数及び科目担当の割合が高い。 新しい分野の専門科目の専任教員が足りないことも問題である。 一方で専任教員の平均担当授業時間数が多く，研究時間の確保についても考慮しなければならない。		平均担当時間数が多いので，各教員が，担当授業数を1コマ程度減ずる。	専任教員と兼任教員の比率のアンバランスを解消し，専任比率を高めるため主要科目の変更等を含む新しい分野の専任教員の任用を進める。 現在、開講されている授業を精査し効率化を図る。 専任教員の授業担当率を50%以上に高める。	3-2-12　明治大学データ集 表12「専任教員の担当授業時間」 表16「開設授業科目における専兼比率」

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		現状の説明 C列の点検・評価項目について，必ず記述してください	評価 効果が上がっている点 F列の現状から記述	評価 改善を要する点 F列の現状から記述	発展計画 「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	根拠資料 Alt＋Enterで箇条書きに
教員組織を検証する仕組みの整備								
c	●教員組織の適切性を検証するにあたり，責任主体･組織，権限，手続を明確にしているか。また，その検証プロセスを適切に機能させ，改善につなげているか。 【600～800字】	教員組織の検証プロセスについては，学部の執行部会議おいて，毎年度６月に「教育・研究に関する年度計画書」【3-2-1】により，教員・教育組織に関する長中期計画を策定し，教授会において承認している。この計画書策定にあたっては，自己点検・評価結果を参考としながら，法学部執行部会において，教員・教員組織を検証し，その編制方針の見直しを行い，反映させている。 また，翌年１月に学長から示される「教員任用計画の基本方針」に従い，法学部執行部会から法学部人事計画委員会に諮問が行われ，同委員会において「学部教員任用計画」を策定し【3-2-9】，教授会において承認を受けている。策定にあたっては，中長期の人事計画や単年度計画の原案を作成するために，学部の将来構想や授業科目と担当教員の的確性を見ながら必要な授業科目の検証を行い，これらと合わせて補充・増員すべき教員の主要科目，資格を検証している。このように適切な検証プロセスを機能させている。						3-2-1　2015年度教育・研究に関する年度計画書 3-2-9　法学部人事計画委員会記録（2013年5月30日及び2014年3月6日開催）
（３）教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか								
a	●＜規定に沿った教員人事の実施＞ 教員の募集･採用･昇格について，基準，手続を明文化し，その適切性･透明性を担保するよう，取り組んでいるか。 【400字】	教員の任用に際しては，人事計画委員会【3-2-9】の下，任用計画原案の策定，任用計画書の提出，任用方針の決定がなされる。その後，大学で定めている諸規程に基づき，学部で定めた「法学部教員任用に関する内規」【3-2-5】に従い公募による募集を行う【3-2-4】。審査手続きは，科目委員会の議を経て教授会で審査委員会の設置を決定する。審査委員は３名であり，異なる科目担当の教員を配置する，複数回にわたる審査を行う，公開模擬授業を実施する等，手続きの一層の明確化・透明化・客観化を進めている。科目の適合性の判定には，研究業績の他，教育や実践についての実績も考慮している。 教員の昇格に際しても学部内規である「法学部研究業績審査基準」【3-2-8】により，基準を明文化している。教員の昇格審査方法は，科目委員会の議を経て，教授会において審査委員会を設置し，審査委員を３名定めて，審査を行うものとしている。研究業績，教育実績，学内業務経験などを総合的に判定される。審査委員については，異なる科目担当教員も加わり適切性・透明性を担保している。 専任教員の任用・昇格にあたっては，人事計画委員会において任用計画及び昇格方針の審議・決定を行う。任用・昇格手続きにおいては，専門科目委員会・教養科目委員会の審議・承認を受けた後，付議された案件について教授会審議を行ったうえで承認している。このように，人事計画に沿った任用・昇格を行っており，担当科目に相応しい人事配置がなされている。なお，2013年度には専任教員2名の任用と専任教員1名の昇格をおこなった。						①現状の説明 3-2-9　法学部人事計画委員会記録（2013年5月30日及び2014年3月6日開催） 3-2-5　法学部教員任用に関する内規 3-2-4　明治大学法学部専任教員募集要項 3-2-8　法学部研究業績審査基準
（４）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか								
教員の教育研究活動等の評価の実施								
a	●教員の教育研究活動の業績を適切に評価し，教育･研究活動の活性化に努めているか。 【400字】	教育・研究活動の活性化に資する業績評価について，賞与査定の際に，授業評価アンケート等を参考に学部長による総合的評価を行っている。 専門科目担当者によって構成される明治大学法律研究所を組織し，その機関誌「法律論叢」(年3,4回)および「Meiji Law Journal」(欧文紀要：年1回)を発行している【3-2-13】。 法学研究会を開催し教育・研究活動の活性化を図っている。 2013年度に比較法研究所を設立し，国内外の法に関する学際的・国際的な研究を行い，学問の発展に寄与することを目指している。 2008年度より，外部業者が提供する法律分野のデータベースを本学部法律分野担当教員が利用することを可能とし，教育研究体制の充実を図っている。 法学部固有のプロジェクトとしてELM（医の法と倫理の資料館）を設立準備を始める。		2012年度から懸案事項である研究業績，教育業績，社会貢献業績等も含めた多元的業績評価体制を構築するという課題が改善されていない。 現在プロジェクトとして進めているELMの資料はまだ整理段階であるため，公開できていない。		ELM設立に置いて，2014年の仮開館に向けて準備を進める。	教員選考基準として，研究業績に特化することなく，その他教育業績，社会貢献業績等も客観的に評価するため，「法学部教員任用に関する内規」および「法学部研究業績審査基準」を改正し、多元的業績評価体制を整えていく。	3-2-13　法律論叢第86巻第６号，Meiji Law Journal Vol.21
教員の資質向上のための研修・諸活動（ＦＤ）の実施状況とその有効性								
b	●教育研究，その他の諸活動(※)に関する教員の資質向上を図るための研修等を恒常的かつ適切に行っているか。 (※)社会貢献，管理業務などを含む『教員』の資質向上のための活動。『授業』の改善を意図した取組みについては，「基準4」(3)教育方法で評価します。 【600～800字】	教員の資質向上を図るための研修等について，海外でのＦＤ講習会として国際連携事務室がアメリカ合衆国ネブラスカ大学オマハ校で開催している「Faculty Development Workshop」（2月24日から2月28日）に法学部教員1名が参加し，英語による授業運営方法，プレゼンテーション実習その他の研修を行った【3-2-14】。 また，障がいのある学生を支援するため，当事者，支援学生，授業担当教員による「障がい学生支援の懇談会」を毎年開催している。2013年度は2014年1月に実施し，７名の法学部教員が参加した【3-2-15】。 学内での授業時に学生が倒れなど緊急時の対処方法として，ＡＥＤの活用についての講習会を教授会時に開催した【3-2-16】。	ＦＤ活動として、教授会時に講習会を実施した。 ＡＥＤ活用講習会のアンケートの結果，概ね非常に良い印象の結果を得ることができた。	海外でのＦＤ講習会に参加を希望する教員が少ない。 また，海外研修の成果が各教員に反映されていない。	教授会に合わせてＦＤを実施することで参加率を高めることができる。今後も半期に1度程度、研修、講習を実施していく。	海外研修等の報告会を開催する。 教授会等において，ＦＤ活動への参加をより一層促す。 かつて組織されていたＦＤ委員会を再編し活性化を図る。		3-2-14　大学教員のための海外研修の募集について(2013/11/11 国際連携部長) 3-2-15　2013年度障がい学生支援に関する法学部懇談会記録(2014年1月30日) 3-2-16　明治大学法学部におけるＦＤ活動について（AED研修アンケート）

第４章　教育内容・方法・成果　　１.教育目標，学位授与方針，教育課程の編成・実施方針

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検項目について，必ず記述してください	評価 効果が上がっている点 F列の現状から記述	評価 改善を要する点 F列の現状から記述	発展計画 「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	根拠資料 Alt＋Enterで箇条書きに
（１）教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか ※「教育目標，ＤＰ，ＣＰ」の全文記載は不要です。根拠資料でご提示ください。							
a ◎理念・目的を踏まえ，学部・研究科ごとに，課程修了にあたって修得しておくべき学習成果，その達成のための諸要件（卒業要件・修了要件）等を明確にした学位授与方針を設定していること。【約800字】	教育目標として学則別表９に「人材養成その他教育研究上の目的」を定め，これを達成するため，課程修了にあたって修得しておくべき学習成果，その達成のための諸要件を明確にした「学位授与方針」【4(1)-2-1】を，目指すべき人材像，具体的到達目標として教授会において定めている【4(1)-2-2】。学部の教育目標で掲げる「現代社会の要請に応えうる自律的な市民社会の担い手」を育成するために，学位授与方針において「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」を目指すべき人材像として明記しており，その学習成果として「国際性豊かな批判的精神に富む市民の養成」を明記している。そのうえで学位授与方針において「法的素養並びに国際性豊かな批判的精神，幅広く深い教養，事実を冷静に直視し把握する能力，そしてこれらを統合して自由自在に使いこなすことのできる優れた知的能力の涵養」を目標としている。その達成のための諸要件として，各科目群等から所定の単位数を修得し，必要修得単位数128単位の卒業要件を満たした者に対して「学士（法学）」の学位を授与している。						4(1)-2-1　３つのポリシーの表記の確認について（回答）（教務部委員会資料，2013年11月26日開催） 4(1)-2-2　法学部教授会議事録（2013年10月31日開催，議題11）
（２）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか　※「教育目標，ＤＰ，ＣＰ」の全文記載は不要です。根拠資料でご提示ください。							
a ◎学生に期待する学習成果の達成を可能とするために，教育内容，教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を，学部・研究科ごとに設定していること。【約600字】	学位授与方針に示した修得すべき成果を達成するため，教育課程の編成理念，教育課程の編成方針を明らかにした「教育課程編成・実施方針」【4(1)-2-1】を，教授会において定めているが，とりわけ必修科目を履修する意義を明確に示すため，記載の一部修正を実施した【4(1)-2-2】。「教育課程・教育方法の基本的考え方」は，学位授与方針に示された目標に基づいて，総合教養科目群，日本語科目群，情報科目群，外国語科目群，保健体育科目群，法律必修科目群，自由選択科目群等を体系的に履修できること，また，「法曹」「公共法務」「ビジネスロー」「国際関係法」「法と情報」の５コース制を採用していることである。 2013年度中にカリキュラムポリシーを時宜にあったものに変更し，教授会で承認を得た。	カリキュラムポリシーの変更に伴い，2013年度入学者からカリキュラムを一部改正し，法律学の基本的内容を必修科目で学ぶことにより，法的な思考力および判断力の基礎を確実に修得するため，法律必修科目を16単位から24単位に拡大した。このことはCPに記載し，学部便覧等で公表することで，必修科目の履修意義を明確に伝えている。	2013年度に実施された新入生アンケートによると，学生の多様化した志向に応えるためには，５コース制については，抜本的な見直しを検討する必要がある。	法律必修科目の成績評価基準の明確化に向け，カリキュラム運営専門部会を中心に検討する。		初年次教育のさらなる充実・基礎力を確固とするためのカリキュラム改善を継続的に図る。とくにカリキュラム運営専門部会での審議を通じて法学部の将来を見据えた改善のための道筋と具体的改善策を探求する。	4(1)-2-1　３つのポリシーの表記の確認について（回答）（教務部委員会資料，2013年11月26日開催） 4(1)-2-2　法学部教授会議事録（2013年10月31日開催，議題11）
b ●学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は連関しているか。【約200字】	学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の連関については，「人間性・国際性に裏打ちされたリーガ・ルマインドの育成」という学位授与方針を現代社会で実現するため，教育課程の編成・実施方針ではバランスのとれた多様な科目展開をその骨子として示している。そして，教育課程の編成・実施方針で示された科目を５コースへ振り分け，学位授与方針の具体化を図っている。						

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		現状の説明 C列の点検項目について，必ず記述してください	評価 効果が上がっている点 F列の現状から記述	評価 改善を要する点 F列の現状から記述	発展計画 「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	根拠資料 Alt＋Enterで箇条書きに
（３）教育目標，学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が，大学構成員（教職員及び学生等）に周知され，社会に公表されているか								
	a ◎公的な刊行物，ホームページ等によって，教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して，学位授与方針，教育課程の編成・実施方針を周知・公表していること。 【約150字】	教育目標，学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は，学部長メッセージとカリキュラムの特長として記述されており，学部ガイド【4(1)-2-3，1～4頁】によって社会へ公表されている。また，法学部便覧【4(1)-2-4，1～3頁及び12～13頁】にも明記されており，教職員及び学生などの大学構成員に周知されている。		関係する文書類をホームページ上で公開し，更新を常に行うことにより，学生・教職員のみならず，受験生等，広く社会一般に対して最新の情報を周知されているかどうかを検証する仕組みが確立されていない。		教育目標等について，大学関係者だけでなく，社会から理解してもらうために，より多くの情報をよりわかりやすい言葉で提示する。また，このような周知や公表の効果について，学生アンケートの実施，進学イベント等での受験生アンケート集客，受験情報企業のランキング等の外部からの評価などで得られたデータに基づいて，フィードバック作業を行う。		4(1)-2-3　2014年度各学部ガイド※2013年6月発行（1～4頁） 4(1)-2-4　2014年度法学部便覧（1～3頁及び12～13頁）
（４）教育目標，学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか								
	a ●教育目標，学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり，責任主体・組織，権限，手続を明確にしているか。また，その検証プロセスを適切に機能させ，改善につなげているか。 【約400字】	カリキュラム運営専門部会は，教育目標，学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に合致したカリキュラムの検討を継続的に行い，初年度教育に関しては学生に対するアンケートを実施し，その適切性を検証した。「カリキュラム専門部会」は，教授会の下に設置された法学部将来計画検討委員会の一部会であり，同専門部会の下に，「専門科目に関するワーキンググループ」等の専門的な検討組織を設け，科目別の問題点を検討し，専門部会に報告している。専門部会に報告された答申は，将来計画検討委員会に付議された後，執行部会審議を経て教授会において審議が行われる。2013年度には，2012年度と同様に学生の志向性を把握するため新入生対象のアンケートを実施した。この他，理念及び学位授与方針の実質化を図るため，「法学部人事計画委員会」では教員採用人事における主要科目の検討を通して理念の検証を継続的に行い，「カリキュラム運営専門部会」では2014年度の授業時間割を編成するにあたり，法律に必修科目を中心とした科目の適正配置に関して，各科目グループの回答に基づき，法律必修科目の配置をベースとして時間割編成を実施した。また，「インターンシップ運営専門部会」では学生派遣の際に派遣先企業と意見交換を行うことにより，学位授与方針検証の機会となっている。2013年度には３つのポリシーについて，より分かりやすく表現するため表記の確認を行った【4(1)-2-1】。		これらの方針等において示された理念・目標等が学生の実際のニーズと合致しているか検証する必要がある。		学生との理念・目標の共有，変化する学生・社会の法学教育へのニーズを的確に把握するためアンケート等を充実させる。		4(1)-2-1　３つのポリシーの表記の確認について（回答）（教務部委員会資料，2013年11月26日開催）

第４章　教育内容・方法・成果　　２.教育課程・教育内容

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検項目について，必ず記述してください	評価 効果が上がっている点 F列の現状から記述	評価 改善を要する点 F列の現状から記述	発展計画 「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	根拠資料 Alt＋Enterで箇条書きに
（１）教育課程の編成方針に基づき，授業科目を適切に開設し，教育課程を体系的に編成しているか							
必要な授業科目の開設状況							
a ◎CPに基づき，必要な授業科目を開設していること。 【600字～800字程度】	法学部は，「人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインドの育成」を実現するために，教育課程編成・実施方針に基づいて「法曹コース」「公共法務コース」「ビジネスローコース」「国際関係法コース」「法と情報コース」の５コース制を採用し，授業科目を設置し，体系的に編成している【4(2)-2-1】。 2013年度法学部入学生の卒業に必要な単位は128単位である。2013年度入学生からカリキュラムの変更を行い，総単位数は変更ないが，これらの科目のうち，法律必修科目群24単位，演習科目群９単位，日本語科目群４単位，保健体育科目群２単位の計39単位を必修科目とし，コース科目群44単位，演習科目群２単位，総合教養科目群12単位，外国語科目群（２か国語）16単位の計74単位を選択必修科目として，法学部の教育課程編成・実施方針に照らして学ぶべき科目を，学生の学習目標に応じて適切に選択できるように必修科目及び選択必修科目を指定した。						4(2)-2-1　法学部ホームページ「コース紹介」:http://www.meiji.ac.jp/hogaku/course/
b ◎幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養する教育課程が編成されていること 【200字～400字程度】	総合教養科目は，卒業に必要な単位128単位中12単位以上を選択必修としている。 専門演習の開講コマ数（2013年5月1日現在）は，３年生（専門演習ＡⅠ・Ⅱ）82コマ，４年生（専門演習ＢⅠ・Ⅱ）83コマとなっているが，そのうち，教養科目分野は３年生13コマで102名，４年生14コマで106名が履修している。 学生の多様な関心に応える教養科目として，人文科学・社会科学・自然科学の枠組みにとらわれない総合教養科目「自由講座」及び「総合講座」を開講している。そのうち「自由講座」は2013年度11コマを開講し，経済格差，死生学，東南アジア学，東日本大震災に伴うボランティア，セクシャリティなどをテーマとしている【4(2)-2-2】。	法学部の教養科目は既に充分に幅広く，充実している。現代的な諸問題の考察と解決への関心が，専門演習における教養科目分野への履修へとつながっている。		カリキュラム運営専門部会や入試制度検討ワーキンググループ等において「初年次教育の充実」を検討しており【4（2）-2-3】，「教養基礎演習」及び「プロゼミ」履修者へのアンケートを継続的に実施し，学生のニーズにあったカリキュラムを整備する。			4(2)-2-2　2013年度法学部シラバス，117～122頁《既出4(1)-1-17》 4(2)-2-3　入試制度検討ワーキンググループ報告書（2014年1月16日付），2014年1月25日開催教授会参考資料No.12
c ●教育課程の編成実施方針に基づいた教育課程や教育内容の適切性を明確に示しているか。(学生の順次的･体系的な履修への配慮) 【約400字】	学生への順次的・体系的な履修への配慮について，順次的履修については，法律学の専門科目を３段階（１年次配当，２年次配当，３・４年次配当）に区分し，学生が基本・基幹科目から展開・応用科目へ段階的に履修できるように配慮している。体系的履修については，「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という教育課程の編成・実施方針に基づき，カリキュラム体系図【4(2)-2-4】を明示し，１年次秋学期（10月）に実施するコース制ガイダンスにおいて，学生に各コースの教育内容を理解させている。１年生春学期配当の必修科目「法律リテラシー」を少人数教育で行い，法律学の学び方，法律学の基本及び研究報告の形式，論文・レポートの作成方法，文献の引用など，大学での研究に必要な技法を徹底することにより法学部の学問への理解を深め，２年次からのコース制選択に至る科目の体系的修得につなげている。 教育課程の編成・実施方針に掲げる「人間性・国際性」の涵養のため，基礎法科目（法哲学，法思想史，法史学など）及び外国法科目（アメリカ法，フランス法，中国法など）を法律学の専門科目と並行して学ぶべき選択必修科目としている。特に「国際関係法コース」ではコース専門文化科目（ヨーロッパ文化，アジア文化，中南米文化，日本文化など）を選択必修科目としている。	１年生配当の必修科目「法律リテラシー」を少人数教育で行い（１クラスをさらに2分割し，隔週授業【8週授業で1単位付与】で実施），大学での研究に必要な学習技法を徹底することにより法学部の学問への理解を深め，２年次からのコース制選択に至る科目の体系的修得につながっている。		本学部の学問への理解を一層深めることが可能な授業を展開するために，「法律リテラシー」，「教養基礎演習」及び「プロゼミA・B」の授業内容について検証し，授業担当者間で授業内容・方法についてのコンセンサスを共有する。			4(2)-2-4　法学部ホームページ「カリキュラム体系図」:http://www.meiji.ac.jp/hogaku/curriculum/
教育課程の適切性の検証プロセスの明確化とその有効性							

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		現状の説明	評価		発展計画			根拠資料
		C列の点検項目について，必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	Alt＋Enterで箇条書きに
d	●教育課程の適切性を検証するにあたり，責任主体・組織，権限，手続を明確にしているか。また，その検証プロセスを適切に機能させ，改善につなげているか	教育課程の検証プロセスについては，法学部長を委員長とする「法学部将来構想検討委員会」のもとに設置される「カリキュラム運営専門部会」において行っている。 2013年度は，今年度から導入した新カリキュラムにおける初年次教育に関する学生アンケートについて検討し，実施した。また，初年次教育科目である「教養基礎演習」及び「プロゼミ」の履修者数，抽選方法及び実施方法について検討するワーキンググループを設置した【4(2)-2-5】. 新カリキュラムの導入による必修科目の増加により，法律必修科目，選択必修科目及び自由選択科目の授業時間割の重複が増えることが予想されることから，授業科目の適正配置に関する検討を行った【4(2)-2-6】。	各授業科目担当者がカリキュラム運営に関する問題点を共有しながら，検証及び改訂に向けた作業を行うことができている。 2013年度新カリキュラムの内容を検証し，質を高めるために，カリキュラム運営専門部会を開催している。その中で，各授業の適正規模（人数）の維持および学生の履修の幅を広げるため，従前から実施している講義科目の履修制限の在り方を見直し，2015年度から運用することとした。		年度末に次年度に向けて，毎年実施している教科書会議や2014年度に新たに内容を精査して専門科目担当者懇談会を開催することにより，担当者間で科目の問題点や意見を集約する。			4(2)-2-5　カリキュラム運営専門部会記録2013-01（2013年6月20日開催） 4(2)-2-6　カリキュラム運営専門部会記録2013-02（2013年7月18日開催）

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明	評価		発展計画			根拠資料
	C列の点検項目について，必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	Alt＋Enterで箇条書きに
（２）教育課程の編成・実施方針に基づき，各課程に相応しい教育内容を提供しているか							
教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容（何を教えているのか）							
a ◎何を教えているのか。どのように教育目標の実現を図っているのか。 【1200字程度】 ※教育の内容そのものですので，しっかりと説明願います。	法学部では，学生の学習目標及び進路に応じて科目を選択させるために，5コース制を採用している。各コースとも，法律必修科目群として設置する憲法(人権），憲法(統治），民法(総則），民法(債権総論），刑法(総論）及び刑法(各論）の履修を前提として，各コース(進路）別の専門科目(コース科目群科目）を履修するものとしている。 「法曹コース」は，法科大学院に進学して法曹(弁護士・裁判官・検察官）を目指す学生を対象に，民法(契約）や会社法など，法科大学院進学にあたって法学部で既修しなければならない科目を必修科目に配置している。このコースでは，論文作成能力や高度な論理的思考力の涵養のために，司法演習，民法特講，刑法特講を設置している。「公共法務コース」では，公務員を目指す学生を対象に，行政法を必修科目とし，地方自治・公務員法，租税法，犯罪学，教育法などをコース科目に配置している。「ビジネスローコース」では，企業等で将来活躍する学生を対象に，民法(契約），民法(損害賠償），会社法などを必修科目とし，Business Law in English，銀行取引法，不動産法，登記・供託法などをコース科目に配置している。「国際関係法コース」では，国際機関や外資企業で将来活躍する学生を対象に，国際法又は国際私法を必修科目とし，国際組織法，国際人権法，国際取引法などの専門法律科目，国際関係論，国際政治史及び外交史などの文化科目，法律英語及び法律外書講読の法律外国語科目をコース科目に配置している。「法と情報コース」では，情報技術分野において将来活躍する学生を対象に，情報技術分野の法に関する科目(情報法，法情報学，サイバー法など）と，情報技術関連科目(情報通信技術，デジタルコンテンツ，ICTベーシック等）を配置している。 全てのコースにおいて，1年次に法律学の学び方を学ぶ「法律リテラシー」を必修科目にし，レポートの作成方法やディスカッション・プレゼンテーションの技法を学ぶ「教養基礎演習」又は「プロゼミ」を選択必修科目としている。さらに3年次及び4年次に「専門演習(各4単位）」を必修科目として，少人数教育の機会を確保している。 また，教育課程の編成・実施方針に掲げる「人間性・国際性」の涵養のため，留学関係科目群及び国際教育プログラム科目群では，法律・文化・政治・経済・異文化理解について英語で学ぶ科目を提供して，英語でのコミュニケーション能力及び異文化理解力の向上を図っ	2013年度中に新しく策定されたカリキュラムポリシーに従い，「人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインド」の育成という教育理念の実現のために，2013年度は英語で授業を行う専門科目として「Introduction to Modern Law Ⅰ・Ⅱ」「Business Law in English Ⅰ・Ⅱ」をはじ17科目23コマ開講して，履修者は述べ353名となっており，外国法及び外国文化に対する理解の深化と，英語で専門科目を学ぶ機会を提供できている。		グローバル人材育成については，国際交流・留学支援委員会において，専門教育及び外国語教育の一層の連携強化を図りつつ，海外留学及び海外業務に堪える法律専門知識並びに語学力及び異文化理解力をもつ学生を育成するための教育内容及び教育方法を引き続き検討する。			
特色ある教育プログラムの内容とその効果（当該学部等固有のプログラムやＧＰ採択事業など）							
b ●特色，長所となるものを簡潔に記述してください。 【200字～400字程度】	法学部の特色あるプログラムとして，大学院法学研究科と連携して，法学部４年次に在籍し，法学研究科が定める資格を有する者が，法学研究科博士前期課程設置科目を12単位まで履修することを認めている。修得した単位は，大学院進学後に大学院の修得単位として認定している【4(2)-2-7，17頁】。2013年度は5名の法学部４年生が法学研究科博士前期課程設置科目を受講した。 また，大学院及び専門職大学院への進学のため，法学部を３年早期卒業できる制度を設けている。３年早期卒業後，法学研究科へ進学・修了した5名のうち4名が法学研究科博士後期課程へと進学している。 さらに法学部では独自に，企業の法務部や司法書士事務所において法律関連業務のインターンシップを行うプログラムを実施しており，2013年度は8名の応募があり，7名が実習に参加した【4(2)-2-8】。	法学部卒業生のうち2013年４月には14名，2014年４月には19名が明治大学大学院法学研究科に入学し，大学院法学研究科との連携が効果を現してきている。また2013年度に８名の法学部３年生が３年早期卒業し，法科大学院に7名，法学研究科に1名進学した【4(2)-2-9】。		法学研究科との連携をより効果的に推進するために，大学院先取科目の充実を図り，留学及び法律外国語を含む，学部・大学院一貫カリキュラムを検討する。			4(2)-2-7　2013年度法学部便覧，17頁《既出4(1)-1-4》 4(2)-2-8 2013年度法学部インターンシップ実習学生候補者について（2013年7月25日教授会参考資料№.9） 4(2)-2-9　法学部ホームページ「３年早期卒業」:http://www.meiji.ac.jp/hogaku/govern_special/earlygrad.html
学部間等における国際的な教育交流の内容とその効果　（学部間協定，短期海外交流など）							

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。			現状の説明	評価		発展計画			根拠資料
			C列の点検項目について，必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	Alt＋Enterで箇条書きに
c		●特色，長所となるものを簡潔に記述してください。 【200字～400字程度】	法学部独自の国際的な教育交流として，海外での短期法学研修及び超短期留学生受入れプログラムがある。 海外での短期法学研修は，ケンブリッジ大学ペンブルック・カレッジ，デ・ラ・サール大学（フィリピン）及びハワイ大学において実施している。2013年度はそれぞれ34名，5名，9名が参加した。ケンブリッジ大学での法学研修に関しては，「留学基礎講座」による事前学習→研修（約１ヶ月間）→事後学習の一連の流れを用意している。まず，受講を希望する学生向けの事前学習科目として「留学基礎講座Ａ・Ｂ・Ｃ」を開講し，「留学基礎講座Ｂ・Ｃ」の履修をもって研修の応募資格としている【4(2)-2-10】。研修終了後には研修報告書を発行するとともに，研修修了者による研修報告を行っている【4(2)-2-11】。修了者は研修の評価を踏まえたうえで教授会審議を経て２単位を付与する。参加した学生にとって，この夏期法学研修が非常に有効な経験値となり，将来の進路選択にも影響を及ぼしていることは，参加者の声からも見て取れ，これらをホームページに掲出することにより，次なる参加希望学生の意欲を駆り立てるものとなっている【4(2)-2-12】。また，本研修期間のうち，特定の期間に本学部の教員が現地視察を行っており，プログラムの内容や参加学生の様子を確認し，帰国後に現地視察報告書をまとめることにより，本研修の点検を行い，これを事後学習や次回開催の研修の改善に役立てている。 超短期留学生受入れプログラムとしてLaw in Japanプログラムを実施している。2013年度は，イギリス，ドイツ，タイ，ポーランドなどから30名が参加した。加えて，法学部生5名がプログラム受講生として参加するとともに，法学部生8名がプログラム・アシスタントとして参加した。2013年度の法学部生の受講者5名のうち2名がデ・ラ・サール大学春期法学研修に参加した。過年度のケンブリッジ大学法学研修の参加者のうち9名がLaw in Japanプログラムのアシスタントに応募した。 海外大学との学部間協定に関して，中国・南京師範大学法学院との学部間協力協定及び学生交流覚書の締結が，2014年5月15日に法学部教授会において承認された。【4(2)-2-13】	ケンブリッジ大学夏期法学研修は，留学及び異文化交流に関心を持ち，かつ専門的な法律英語を運用できる人材を育成する点において，質・量ともに目標を達成している。本研修の参加者は，全員が現地の成績評価においてS又はAの評点を得ている。かつ，夏期法学研修の参加者はその後に長期留学したり，３年早期卒業して法科大学院に進学したり，法学部の短期留学生受け入れプログラムにボランティアとして参加するなどしており，学生の勉学及び異文化理解への意欲と能力の向上に資している。短期留学者の数も，夏期及び春期の法学研修を通じて短期留学を経験する法学部生の人数が，年々増加している（2010年度16名，2011年度18名，2012年度30名，2013年度48名）。事前学習科目である留学基礎講座Ａを受講する学生数も2010年度から2013年度までに27名，38名，77名，94名と増加している。 Law in Japan Programは，法学部及び大学院法学研究科で長期に日本法を学ぶ学生・研究者を獲得することを目的にしているが，2013年度参加者から法学部への長期留学及び長期研究滞在の希望が出されており，目標を達成している。また，在学生に対しても，Law in Japanプログラムに参加した法学部生が法学研修プログラムに参加したり，過年度の法学研修プログラムに参加した学生がロー・イン・ジャパン・プログラムにプログラム・アシスタントとして参加するなど，法学部生の留学及び国際交流への関心を高めることができている。		学生の送り出しにとどまらず，派遣先各大学の学生の受入れや教員交流プログラムに発展させる。学部間協定に基づく長期の学生送り出し及び受け入れ並びに研究交流を行う。 Law in Japan Programに関して，法学部による積極的な日本法の情報発信及び本学の国際的な社会連携の観点から，在日外交官向けに日本法の短期プログラムを展開することを検討する。			4(2)-1-1　明治大学データ集 表23 《既出2-3》 4(2)-2-10　法学部ホームページ「ケンブリッジ大学夏期法学研修事前・事後学習」:http://www.meiji.ac.jp/hogaku/cambridge/study.html 4(2)-2-11　法学部ホームページ「2013年度ケンブリッジ大学夏期法学研修報告書」:http://www.meiji.ac.jp/hogaku/cambridge/outline.html 4(2)-2-12　法学部ホームページ「研修の経験を将来へ」:http://www.meiji.ac.jp/hogaku/cambridge/future.html 4(2)-2-13　教授会議事録（2014年5月15日開催，協議事項3）

第４章　教育内容・方法・成果　　（３）教育方法

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検項目について，必ず記述してください	評価 効果が上がっている点 F列の現状から記述	評価 改善を要する点 F列の現状から記述	発展計画 「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	根拠資料 Alt＋Enterで箇条書きに
（１）教育方法及び学習方法は適切か							
教育目標や教育課程の編成・実施方針と授業形態（講義科目，演習科目，実験実習科目，校外学習科目等）との整合性							
a ◎当該学部・研究科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしていること【約800字】	法学部では，１年次に「法律リテラシー」を必修科目として，「教養基礎演習」または「プロゼミA・B」を選択必修科目として配置し，いずれも15～20名程度の少人数で実施することで，法律及び教養科目の学習方法の習得を目指している。そのうち，「法律リテラシー」は通常の１クラスをさらに2分割し，隔週授業【8週授業で1単位付与】で実施している。また，１・２年次配当の日本語科目，外国語科目，保健体育科目は基本的にクラス単位の編成によって双方向授業を実施している。総合教養科目では講義形式をとる授業が多い。１・２年次の法律系科目は講義の形式をとるが，履修者の多い科目では，同一科目を複数コマ提供することで，適正規模による授業運営に努めている。３・４年次には「専門演習Ａ・Ｂ」を必修科目として配置し，数名から十数名の演習形式によって，問題発見能力，調査能力，論理能力，プレゼンテーション能力，討議能力など総合的な力を育むよう指導している【4(3)-2-1】。						4(3)-2-1　法学部ホームページ「ゼミナール教育」 http://www.meiji.ac.jp/hogaku/govern_special/literacy.html
b ●教育課程の編成・実施方針に基づき，各授業科目において適切な教育方法を取っているか。【約400字】	遠隔授業等のメディア授業 による単位認定に関して，法学部設置科目の「数理と情報Ⅱ」および及び「自由講座（東日本大震災に伴うボランティア実習）」の両科目について，2012年度よりメディア授業を併設している。「数理と情報Ⅱ」については15回の授業すべてをメディア授業で行っている。 初年次教育科目である「法律リテラシー」（１単位）および３・４年次配当の演習科目である「専門演習」（８単位）を必修にしており，少人数教育の機会を確保している。また，選択必修科目となっている「教養基礎演習」においては研究方法（特に文献の扱い方と引用に関する「形式」）と剽窃に対しての問題意識を高めることを方針の一つにし，授業内容の統一化を図っている。プロゼミは，問題解決型科目の自立学習を促す科目として重視している。 講義科目においてもリアクションペーパー，レポート，Oh-o!Meijiポータルページ の利用等において双方向性を確保している科目がある。演習科目などの少人数科目では，ＫＪ法やラベルワーク，ブレインストーミング等の創造技法，グループワークやワールドカフェ等の集団技法を用いて，学生参画型の授業を展開している。また，ＩＣＴ活用授業においては，Oh-o!Meijiクラスウェブのディスカッション（電子掲示板）上で議論する方法の採用や，携帯電話を利用したツールやクリッカを用いるといった面接と遠隔の両方で利用可能なツールを活用して双方向性を実現している例もある。各授業担当者について年間１回はゲスト講師を招く授業を行うことができるようにしている。	少人数教育の演習科目を重視し，「法律リテラシー」や「教養基礎演習」などの科目を通じ，法学教育の早い段階での丁寧なフォローを実施し大学教育に順応する等の効果を上げている。	講義科目が必要単位の大部分を占めるため，自立学習が不足する可能性がある。また，問題解決型の実践型授業を導入するための準備が十分にできていない。	少人数教育の重視は他の科目についてみても相応の効果を生んでいると考えられることから，語学・演習科目の見直しも視野に入れながら，演習科目充実の姿勢は今後も維持する。	自立学習を促す問題解決型の実践型授業を増加する。 ゼミ教育については，学生アンケート等により，その成果を測定しながら，初年次教育を充実させ，問題発見・批評・論理的思考の力を身につけさせるための方策を検討する。 また，前述の短期法学研修終了後に，参加者が自ら意見交換会を実施するなど，自立学習を促す仕組みを作るとともに，こうした場を今後参加を希望する学生に公開することによって，研修参加者の拡大を図ることを検討する。	高等教育機関にて展開される学問に対する認識・意識改革を図り，学生に自律的な学習を促す方策を検討する。 語学クラスの適正履修数を30名前後とする。	4-(3)-2-○　2013年度後期学生による授業改善のためのアンケート集計結果≪既出4(3)-1-67≫ 4-(3)-2-○　2013年度教養基礎演習・プロゼミアンケート集計結果
履修科目登録の上限設定，学習指導・履修指導（個別面談，学習状況の実態調査，学習ポートフォリオの活用等）の工夫							
c ◎1年間の履修科目登録の上限を50単位未満に設定していること。これに相当しない場合，単位の実質化を図る相応の措置が取られていること。(学部)【約200字】	法学部では，授業内容の段階的履修を円滑に進め，卒業に必要な単位を年次毎に的確に修得していくため授業科目の年次履修制限単位制を実施している。2013年度以降のカリキュラムでは，１年間の履修科目登録の単位数は，1年次46単位，2～4年次49単位を上限として設定している。また，2011年度入学者より，２年次進級時に進級判定を行い，履修単位が所定の基準に満たない者を原級（留年）させる制度を導入した【4(3)-2-2：52頁】。						4(3)-2-2　2014年度法学部便覧　52頁

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		現状の説明	評価		発展計画			根拠資料
		C列の点検項目について，必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	Alt＋Enterで箇条書きに
d	●履修指導（ガイダンス等）や学習指導（オフィスアワーなど）の工夫について，また学習状況の実態調査の実施や学習ポートフォリオの活用等による学習実態の把握について工夫しているか。 【約200字～400字】	学習指導及び履修指導については，まず，４月上旬に１・２年生を中心にガイダンスを実施している。４月下旬の履修登録時に，主に成績不振者に対して指導を行ってている。 ２年生からのコース選択に向け，１年生に対して10月にコース選択のためのガイダンスを実施している【4(3)-2-3】。 各授業における学習状況の把握に関しては，半期ごとの定期試験およびこれに代わるレポート提出を行わせる他，長期欠席者については学部事務室等からの呼び出しを通じて修学指導を行っている。学生の質を確保・検証するための方途として，外国語の各種検定試験や，法学検定試験等，各種検定試験の受験を奨励している【4(3)-2-4】。	1年生後期に実施するコース選択のためのコース制ガイダンスの実施，および各種検定試験の奨励が，明確な意思をもってコース選択をおこなうことにつながっている。このことは，法曹コースにおける法科大学院への進学者数や公共法務コースにおける公務員就職者数に現れており，学生のキャリアパス形成において一定の成果をあげている。（4(3)-2-5） 成績不良者への面談を実施することで，きめ細かい指導体制が整備されている。	オフィスアワーが実施されていない。履修方法等の理解不足による履修ミスを減らすため、学生に対する履修指導を徹底させる方策が必要がある。	初年次ガイダンスだけではなく，2年次以降もガイダンスを実施することにより，履修ミスによる原級者の減少を図るとともに，各自のキャリア形成を考える機会を設ける。 演習やコース選択のミスマッチで悩んでいる学生も少なからずいるため，より効果的な指導方法(面談実施時期，基準など)を継続的に検討する。	４月上旬のガイダンスにおける説明内容が一部重複しているなど，やや煩雑な点もあるため，全体の見直しを行い，わかりやすいものにする。 また，成績不振者に対し，教員による履修指導面談を実施する。		4(3)-2-3　法学部コース制ガイダンスの実施について 4(3)-2-4　法学部サポートに関する掲示 4(3)-2-5　2012年度卒業生コース別進路一覧表

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		現状の説明 C列の点検項目について，必ず記述してください	評価 効果が上がっている点 F列の現状から記述	評価 改善を要する点 F列の現状から記述	発展計画 「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	根拠資料 Alt＋Enterで箇条書きに
学生の主体的参加を促す授業方法（学習支援，ＴＡの採用，授業方法の工夫等）								
e	●学生の主体的な学びを促す教育（授業及び授業時間外の学習）を行っているか。 【なし～800字】	2003年に全学に先駆けてＴＡによる学習支援制度を導入した。2013年度には15名の大学院法学研究科学生をＴＡに採用し，駿河台，和泉両キャンパスに「ＴＡルーム」を開設して，来訪した学生の必要に応じる形で学生の主体的な学習を支援している。初年次教育科目である「法律リテラシー」等においてＴＡルームのパンフレットを配布し紹介することにより、利用を促しており，2013年度は前期・後期合計で延べ348名の学生がＴＡルームを利用した【4(3)-2-6：26～30頁】。	2003年度から導入した学習支援目的のTA制度は，学生間で定着をみせ，利用者が増加している。	TAルームの利用が定期試験前に偏ってきており，授業内容の理解が不充分な学生に対する継続的・効果的な学習支援がなされていないことから，ティーチング・アシスタントの増員を含むTAルームの一層の支援体制の充実・強化を図る必要がある。	ガイダンス等の機会を用いて学生に対するTAルームの認識と周知を深め学生のより一層の利用率向上をはかる。	TAルームを通じた継続的，効果的な学習支援を充実させるため，授業理解が不十分な学生とより高いレベルを目指す学生の双方に対するアシスタント制度を確立し，TAルームの利用者数を増やす。	TA制度に加え各留学生が特別なSAと組み合わせること，より高いレベルを目指す学生に対して，教員のオフィスアワー（予約制）の設置を検討する。	4(3)-2-6　明治大学法学部学習支援業務2013年度（第11期）業務報告書，26～30頁
（２）シラバスに基づいて授業が展開されているか								
a	◎授業の目的，到達目標，授業内容・方法，1年間の授業計画，成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを，統一した書式を用いて作成し，かつ，学生があらかじめこれを知ることができる状態にしていること 【約300字】	全学部統一様式のシラバス作成を全教員に依頼し，半期15週の枠組みにおいて各回の講義内容を個別に記載し，Oh-o!Meijiシステム上でも閲覧可能となっている。 特に2013年度からはシラバスをホームページで公開している。	シラバス内容の記述にみられた精粗，特にシラバスへの成績評価基準の明示については，かなりの改善が見られる。		成績評価方法・基準等の記載を中心に，より一層の明確化を，シラバス作成時のチェック体制を拡充することにより図る。			
b	●シラバスと授業方法・内容は整合しているか（整合性，シラバスの到達目標の達成度の調査，学習実態の把握）。 【約400字】	シラバスと授業内容・方法との整合について，毎学期に実施している授業改善アンケートにおいて【4(3)-2-7】，「シラバスに示されていた学習目標は内容と合致していましたか」，「指定された教科書等は授業を理解するうえで適切でしたか」の調査項目を通じて，シラバスの到達目標の達成度を調査している。これらの項目についての学生（法学部）の満足度（最も高い評価をつけた割合）は，2013年度後期の調査ではそれぞれ48.4%，39.4%である。同様に，「講義を熱心に受講したと思いますか」の調査項目によって学習実態を把握し，2013年度後期の調査では約60%の学生が熱心に受講したと回答している。	シラバスの到達目標の達成度についての学生（社会科学系科目）の総合的な満足度は，非常に高く，シラバスと授業内容の整合性が高いものになっていると評価することができる。		今後ともシラバスと授業内容の整合性が高くなるよう，専門の委員会にてシラバスと授業改善アンケートの内容を確認する。			4(3)-2-7　2013年度後期学生による授業改善のためのアンケート（法学部）
c	●単位制の趣旨に照らし，学生の学修が行われるシラバスとなるよう，また，シラバスに基づいた授業を展開するため，明確な責任体制のもと，恒常的にかつ適切に検証を行い，改善につなげているか。 【約400字】	シラバスに基づいた授業展開がなされているかについては，カリキュラムの運営に関する事柄でもあることから，法学部内ではカリキュラム運営専門部会において定期的に検証を行っている【4(3)-2-8】。 シラバス作成にあたっては，法学部長から各教員に原稿作成依頼文書を発送することにより依頼するとともに，作成にあたっての注意事項を示している。内容に関して確認を行い，不備がある場合については，授業内容に関する表記が統一される等適正なシラバスとなるように修正等の指示をメール等で行っている。		従来，カリキュラム運営専門部会にて検証が行われてきたが，各教員の授業の展開計画およびそれを反映させたものであるシラバスに対する意識改善を図るために，専門の検討委員会が必要である。		シラバスと授業改善アンケートの内容を確認するための専門の委員会を，カリキュラム運営専門部会の下に設置する。	法学部内で，シラバスと授業改善アンケート調査を起点とし改善を図るPDCAサイクルを独自に確立する。	4(3)-2-8　カリキュラム運営専門部会記録（2013年6月20日及び7月18日開催）
（３）成績評価と単位認定は適切に行われているか								

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		現状の説明 C列の点検項目について，必ず記述してください	評価 効果が上がっている点 F列の現状から記述	評価 改善を要する点 F列の現状から記述	発展計画 「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	根拠資料 Alt＋Enterで箇条書きに
a	◎授業科目の内容，形態等を考慮し，単位制度の趣旨に沿って単位を設定していること。(成績基準の明示，授業外に必要な学習内容の明示，ミニマム基準の設定等，(研究科)修士・博士学位請求論文の審査体制) 【約400字】	成績評価に関し，ＧＰＡ制度は客観的な評価基準として用いられつつある。主には，定員制となっている「法曹コース」の3年次進級時の絞り込みや「専門演習」入室試験，3年次早期卒業の申請および卒業可否審査，また「ＪＡＳＳＯ短期海外派遣奨学金」などの各種奨学金の選抜に際して利用されている【4(3)-2-2：50～51頁】。		成績評価は各科目の担当教員の主観的判断に任されているため，各科目間及び同一科目間で評価が異ならないように客観的な評価基準が必要である。ＧＰＡ制度は法曹コースや演習の選抜に活用しているが，今後，活用方法の検討が必要となっている。			各科目間および同一科目間で用いる客観的な評価基準の設定および科目ごとの評価基準の明確化を検討すると同時に，カリキュラム運営専門部会において，ＧＰＡ制度の積極的活用の検討をする。また，ＧＰＡ制度以外の適正な評価方法につき検討をする。	4(3)-2-2 2014年度法学部便覧　50～51頁

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		現状の説明 C列の点検項目について，必ず記述してください	評価 効果が上がっている点 F列の現状から記述	評価 改善を要する点 F列の現状から記述	発展計画 「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	根拠資料 Alt＋Enterで箇条書きに
b	◎既修得単位の認定を大学設置基準等に定められた基準に基づいて，適切な学内基準を設けて実施していること。 【約100字】	既修得単位の認定について，学生が自ら留学先を探し学部が留学を認めた認定校や外国の協定校への留学については，本学部設置科目と同一科目の場合，現地での履修時間を勘案して本学部の科目として認定している。また，本学部設置科目と同一科目名でない場合であっても，現地での授業内容や時間数をシラバス等で確認できる場合には，関連する教員の意見を聞いたうえで教授会に諮り，学則の規定にしたがい留学関係科目として認定している。半期履修制の全学的な導入により，海外留学関係科目数の認定が増えたことで，効率的に留学先単位を認定できている。2009年度～2012年度にかけて留学した４名（４年次に帰国）中，３名は留年することなく卒業できている【4(3)-2-10】。		学生の多様なニーズに応えるために，履修制度の柔軟な運用と他大学との間での単位互換制度を実施することが必要である。		カリキュラムにかかわる学部内の委員会を中心に履修制度の柔軟な運用方法および適切な単位互換制度の検討を進める。		4(3)-2-9　明治大学学則20条 4(3)-2-10　留学学生調査（2014年5月29日作成）
（４）教育成果について定期的な検証を行い，その結果を教育課程や教育内容・方法の改善（授業に関わるＦＤ活動）に結びつけているか								
a	◎教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした，組織的な研修・研究の機会を設けていること。 【約800字】	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした組織的な研修・研究の機会として，法学部では，慣例的に「講座」（「英語講座」「民法講座」など）と呼ばれる科目担当者グループが非公式ながら実質的な授業改善の取組みを行っている。具体的には，次年度の授業計画作成時に，科目の分担，教科書の選定，授業範囲等の議論を通して，授業改善に踏み込んだ議論を行う他，適宜会議を開催し検討を行っている。そして，カリキュラム編成等へ反映させるべき事項については，カリキュラム運営専門部会に意見を提出している。また，外国語科目及び総合教養科目の複数設置科目については，毎年度末に開催される「教科書会議」において授業担当者間の意見交換及び調整を行っており，2013年度は２月２８日に開催した【4(3)-2-11】。法律専門科目の専任及び兼任の授業担当者が意見交換する懇談会も毎年度始めに開催しており，2013年度は4月25日に開催した（2014年度は年度末に開催予定）【4(3)-2-12】。 法学部には16名の委員から構成されるカリキュラム運営専門部会が設置されている。現行の「法律リテラシー」と「教養基礎演習」に代わる新リテラシー科目の導入及びコース必修科目について検討を行った。特に初年次教育とコース別の必修科目の検討については，カリキュラム運営専門部会のもとに初年次教育研究会と専門科目ワーキンググループを設置して，集中的な検討を行い，科目グループ（「講座」）からの意見を参考に，「法律リテラシー」「教養基礎演習」並びに「プロゼミＡ・Ｂ」の運用方法を変更し再編した。	法学部将来計画検討委員会内カリキュラム運営専門部会での検討結果、必修講義科目についての同一科目授業コマ数の増加，和泉キャンパス開講科目の駿河台キャンパスでの併設開講など，授業科目の適正配置に向けた見直しを実施し【4(3)-2-8】，またグローバル化に対応するニーズに応え外国人教員による外国語による外国語科目・専門科目の授業の開設，国際教育プログラムへの積極的参加，セメスター制度・半期履修制の導入などの実現をはかってきている。	授業改善のための独立した委員会が存在していない。	多様化するニーズに対応するため，常に学生のニーズを把握する体制（アンケートの継続的な実施）などを検討する。	授業改善および各種検証事項を検討するためのＦＤ委員会を設置し，委員会規定を整備する。	効率的でわかりやすい授業方法の開発と客観的な成績評価基準を確立するために，学部全体で授業改善に取り組む体制を構築する。	4(3)-2-8　カリキュラム運営専門部会記録（2013年6月20日及び7月18日開催） 4(3)-2-11　「教科書会議及び懇親会」の開催について 4(3)-2-12　法学部専門科目担当者懇談会開催のご案内について
b	●授業アンケートを活用して教育課程や教育内容・方法を改善しているか。 【約400字】	全学部共通フォーマットの学生による授業改善アンケートを全教員が半期ごとに少なくとも講義科目１科目について実施している。2013年度後期のアンケート実施科目数は225科目となっている。授業改善アンケートに基づく授業改善は各担当教員の自発的改善に委ねられている【4(3)-2-7】。		アンケートが講義科目に限定されている。		授業改善および各種検証事項を検討するための委員会規定を整備する。	卒業生・既卒生に対する満足度アンケートを実施し，長期的な教育改善方法を発見する。 授業改善アンケートの結果や教員間の情報共有を通じて，効率的・効果的な授業方法および評価方法を確立する。	4(3)-2-7　2013年度後期学生による授業改善のためのアンケート（法学部）

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。			現状の説明	評価		発展計画			根拠資料
			C列の点検項目について，必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	Alt＋Enterで箇条書きに
	C	●教育内容・方法等の改善を図るための責任主体・組織，権限，手続プロセスを適切に機能させ，改善につなげているか 【約400字】	教育内容・方法の改善プロセスとして，個別的な教育内容と教育方法の責任は各教員に委ねられているが，学部としての授業改善責任は学部執行部が負う。教育内容全体の改善については，カリキュラム運営専門部会が主体となって改善を図っている。2012年度は，同委員会及び初年次教育研究会・専門科目ワーキンググループにおける検討結果を踏まえ，初年次教育科目である「法律リテラシー」「教養基礎演習」並びに「プロゼミＡ・Ｂ」の運用方法を変更し再編した。具体的には，過年度に実施した学生アンケートと教員アンケートをもとに，前期と後期に分散して開講されていた「法律リテラシー」をすべて前期開講とすることによって教育効果の向上を図り，また，クラス指定の必修科目とされていた「教養基礎演習」については，担当者により教育方法が異なることから，クラス指定による履修を廃し，「教養基礎演習」と「プロゼミA・B」から学生が選択することを可能とした【4(3)-2-13】。						4(3)-2-13 教養基礎演習とプロゼミ 2013年度履修状況

第４章　教育内容・方法・成果　　（４）成　果

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検項目について，必ず記述してください	評価 効果が上がっている点 F列の現状から記述	評価 改善を要する点 F列の現状から記述	発展計画 「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	根拠資料 Alt＋Enterで箇条書きに
（１）教育目標に沿った成果が上がっているか							
a　●課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標を開発し，適切に成果を測るよう努めているか。 【なし～400字程度】	課程修了時の学習成果の評価指標についてはＧＰＡによって測定している。また５コース制をとっており，卒業生の進路と各コースの教育内容との整合性を間接的に全体としての学習成果を測定するための評価指標としている。課程修了にあたっての具体的到達目標は学位授与方針に示しており，カリキュラム全体を通じて到達目標の達成に努め，シラバスでは各科目に到達目標を示し，単位付与により，これらの学力の達成度を確認している。						
b　●学位授与にあたって重要な科目（基礎的・専門的知識を総合的に活かして学習の最終成果とする科目，卒業論文や演習科目など）の実施状況。 ●学位授与率，修業年限内卒業率の状況。 ●卒業生の進路実績と教育目標（人材像）の整合性があるか。 ●学習成果の「見える化」（アンケート，ポートフォリオ等）に留意しているか。 【約800字】	学習の成果として学位授与にあたり重視する科目として，2010年度入学生から，３・４年次の「専門演習ＡⅠ・Ⅱ，ＢⅠ・Ⅱ」を必修とし，2013年度は332コマを開講した。専門演習ＡⅠの単位修得者は866名中854名，98.6%，専門演習ＡⅡの単位修得者は866名中846名，97.7%である。2013年度の学位授与率は87.6%，標準修業年限内卒業率は91.8%であった【4(4)-2-1:表30】。卒業者の進路実績は就職者669名，進学者122名である。その内，法科大学院進学者は84名，法学研究科進学者は23名，公務員139名，法令順守が強く求められる金融・保険業が132名と高い比率を示している。また，コース別にみてみると，法曹コースにおける法科大学院への進学者数や公共法務コースにおける公務員就職者数に現れており，学生のキャリアパス形成において一定の成果をあげている【4(4)-2-2】。このような進路の結果は法学部の掲げる教育目標に概ね合致している。 学習成果の可視化に留意している事項として，法学部の教員と学生を構成員とする明治大学法学会では，学生からの公募論文によって『法学会誌』【4(4)-2-3】を毎年度公刊している。法学会誌の投稿規定・審査制度を全面的に見直すことによって、問題解決型の実践的自立学習をより一層促す体制を整えた。2013年度の応募論文（提出）は６編，掲載５編であった。『法学会誌』への投稿については，専門科目担当教員に査読を依頼し評価の高い論文については，法学部学生・キャリア支援委員会奨学金専門部会による査読が行われ，最優秀賞（１編）と優秀賞（若干編）は『法学会誌』に掲載されるとともに，大澤芳秋基金より賞が授与される（2013年度については，受賞論文以外も法学会誌に掲載した）。『法学会誌』は法学部学生全員に配布するとともに，他大学への贈呈を行っている。また，専門演習等における学生の研究成果について，法学部では成果集の印刷補助を行い，2013年度は７編の成果集を作成した。 また，成績優秀者，難関試験合格等で顕著な成績を修めた者には学部長賞を授与し，卒業時に顕彰している。	５つのコースは，養成すべき人材像に応じて，進路に即した授業科目が配当されているため，法科大学院進学者，公務員試験合格者，民間企業就職者とも相当数に達しており，コース別のカリキュラムが一定の成果を上げている【4(4)-2-4,「就職概況11頁」】。 法学会誌の投稿規定・審査制度の見直しにより投稿される論文の質が明らかにあがっていることから、学生の問題解決型の実践的自立学習が促進されている。		法律リテラシー，専門演習でのゼミ論文集作成にインセンティブを与える方策を検討し，ゼミ対抗のプレゼン競技会といったものの開催を検討する。 法学会誌の審査制度のより一層の見直しを図ることにより、学生の実践的自立学習の効果をあげる。			4(4)-2-1　明治大学データ集 表30《既出2-3》 4(4)-2-2　2013年度卒業生（９月卒業・早期卒業含む）コース別進路一覧表 4(4)-2-3　法学会誌（VOL-64，2014） 4(4)-2-4　2013年度明治大学就職キャリア支援センター報告書，「就職概況：11頁」
c　●学生の自己評価，卒業後の評価（就職先の評価，卒業生評価）を実施しているか 【約400字～600字】	学生の自己評価については，授業改善アンケートにおいて授業満足度及び知的関心度を問う項目がある。2013年度後期の調査結果（法学部）では，「この授業に対する自己採点は何点ですか」の質問に対して，５段階評価（S・A・B・C・F)で「S」及び「A」の回答の合計が62.1%，「この授業で新しい知識や考え方を得ることはできましたか」の質問に対して「かなりできた」「できた」の回答の合計が73.6%と，学生自身の学習に対する評価はおおむね肯定的である【4(4)-2-5】。 就職先の評価，卒業生評価については，就職キャリア支援センター主催の「企業と大学との就職懇談会」に学部執行部等が出席し，各企業の人事担当者などから卒業生の評価について聞き取りを行うように努めている。		授業改善アンケートでは，カリキュラム全体に対する評価が把握できない。学生のニーズに応える教育を進めていくには，同アンケートとは違った角度で検討する必要がある。		カリキュラムおよび授業の評価について，履修中のみならず，評価の客観性を高めるため，翌年度以降等の成績評価が確定したのちにもう一度同じ科目についてアンケートを行う。さらに，卒業生へのアンケートを実施する。	単位認定終了後のアンケートを実施する。	①現状の説明 4(4)-2-5　2013年度後期学生による授業改善のためのアンケート集計結果（法学部《既出4(3)-1-67》

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		現状の説明 C列の点検項目について，必ず記述してください	評価 効果が上がっている点 F列の現状から記述	評価 改善を要する点 F列の現状から記述	発展計画 「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	根拠資料 Alt＋Enterで箇条書きに
（２）学位授与（卒業・修了判定）は適切に行われているか								
a	◎卒業・修了の要件を明確にし，履修要項等によってあらかじめ学生に明示していること。 ◎学位授与にあたり論文の審査を行う場合にあっては，学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準（学位論文審査基準）を，あらかじめ学生に明示すること。 【約200字】	卒業要件は，学則に定める期間在学し，所定の授業科目を履修し，かつ，所定の単位を修得することであり，必要修得単位数は128単位である。所定の単位の内訳は，学部便覧【4(4)-2-6，38～39頁】及びシラバス【4(4)-2-7，18～19頁，23～24頁，28頁】の「卒業に必要な単位」の部分に記載している。		卒業に必要な単位の区分を「科目群」というカテゴリーで管理しているが，このカテゴリーを理解せず，卒業単位不足となる学生が何人かいる。			電子的な方法による問い合わせ，ウェブ上でのＦＡＱ（よくある質問）を可能な限り多く提示する。	4(4)-2-6　2014年度法学部便覧，38～39頁《既出4(1)-1-4》 4(4)-2-7　2014年度法学部シラバス，18～19頁，23～24頁，28頁《既出4(1)-1-17》
b	●学位授与にあたり，明確な責任体制のもと，明文化された手続きに従って，学位を授与しているか。 【約600字】	卒業認定にあたっては，法学部事務室において単位修得状況を確認し，単位不足の学生のうち，卒業再試験該当者に対しては再試験を課したうえで，学部教授会の審議事項として，厳正に学生の卒業判定を行っている。また，３年早期卒業については大学院への進学希望者を対象とした制度で，３年次春学期に申請を行い，法学部３年卒業要件を満たしていることを確認のうえ，教授会で卒業判定を行っている。なお，早期卒業については，各年度のシラバス，法学部便覧や３年生履修説明資料に記載しており，３年次春学期授業開始前にガイダンスを行っている。2013年度については，希望者11名中８名が早期卒業した。						4(4)-2-8　明治大学学部教授会規程第7条

第５章　学生の受け入れ

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検項目について，必ず記述してください	評価 効果が上がっている点 F列の現状から記述	評価 改善を要する点 F列の現状から記述	発展計画 「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	根拠資料 Alt＋Enterで箇条書きに
（１）学生の受け入れ方針を明示しているか（「AP」の全文記述は不要です）							
「求める学生像」と「当該課程に入学するにあたり，習得しておくべき知識等の内容・水準」の明示							
a ◎理念･目的，教育目標を踏まえ，求める学生像や，修得しておくべき知識等の内容･水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を，学部･研究科ごとに定めていること。 ◎公的な刊行物，ホームページ等によって，学生の受け入れ方針を，受験生を含む社会一般に公表していること。 【約400字】	法学部の入学者の受入方針において，求める学生像として次の５点を定めている。 ①自律心を持ち，自ら学ぶ意欲のある者 ②社会への興味関心を持ち，広い視野から事象を探求する意欲のある者 ③他者への寛容な精神を持ち，他者との共生を目指すことができる者 ④物事を論理的に考えることができる者 ⑤異文化交流について理解のある者 また，入学するにあたり，修得しておくべき知識等の内容・水準として，法的素養を身につけるために，高校で基本となる幅広い教科を学習しておく必要性を謳っている。具体的には，複雑な法律用語を理解するための一定の国語力や，高等学校までに学習する全ての範囲をカバーする外国語能力，そして近代市民社会の歴史や社会情勢などを重視した日本史や世界史，政治・経済，地理などの基本的な理解，論理的な思考力としての数学や物理，化学，生物といった理科系の科目の学習を求めている【5-1-a】。 入学者の受入方針の公表について「入学試験要項」及び大学ホームページにおいて公開し，受験生を含む社会に幅広く公表している【5-1-b】【5-1-c】。	明治大学ホームページの「法学部入学者の受入方針」へのアクセス件数が2012年度・2,834件，2013年度・2226件あり，学部の教育理念・目標を知ったうえで志願してきている者が相当数いると言える。大学入試センター試験利用入試３科目方式の選択科目にも理科と数学を追加した結果として，微増ではあれ理科や数学の利用受験者の割合が増加しており(2014年度センター試験利用入試志願者3,158名中，理科利用志願者32.7%,数学利用志願者43.4%。３科目方式志願者中,理科あるいは数学利用志願者11%)，多様な学生に志願の途を拡げたといえる。ケンブリッジ大学夏期法学研修講座に毎年度一定数の学生が参加していることや授業科目「Introduction to Modern Law Ⅰ・Ⅱ」「Business Law in English Ⅰ・Ⅱ」「留学基礎講座ＡⅠ・Ⅱ,ＢⅠ・Ⅱ,ＣⅠ」の2011年度から2014年度の受講者総数が90名，135名，149名,176名と増加してきており国際性に裏打ちされたリーガル・マインド育成という理念に沿った学生の受け入れの点で効果が見え始めてきている。	本学のどの学部を受験しようかと思考する学生向けには明治大学「入学試験要項」【5-1-b】での「法学部入学者の受入方針」の公表でよいが，法学部を受験したいがどの大学の法学部にしようか考えている受験生に向けたより実効性あるその公表の仕方を検討する必要がある。	法学部は付属３高校から計115名の推薦入学者を受け入れてきているが，これら付属３高校との高大連携の一環として行う「公開授業」「特別進学講座」等の機会に「法学部入学者の受入方針」の具体的な内容説明(例えば，法論理的思考の関連では理数に得意な者やケンブリッジ大学夏期法学研修講座・海外留学制度等国際的関係の中で学ぶことに興味を有する者の入学を大いに歓迎すること等)を行うことを追求する。法学部の教育理念・目標を知ったうえで志願してくる者を増やすべく，法学部ホームページの「法学部入学者の受入方針」へのアクセス件数を増やす工夫を検討する。	『法学部ガイド』といった学部独自の冊子等にも「法学部入学者の受入方針」を掲載し,志願者に周知する。さらにオープンキャンパスの法学部ガイダンス参加者(2013年度参考：2581名)に対し「法学部入学者の受入方針」の説明を徹底する。	明治大学ホームページ（資料5-1-c）の「法学部入学者受け入れ方針」へのアクセス件数の増加策を検討する。	5-1-a　３つのポリシーの表記の確認について(回答)（教務部委員会資料，2013年11月26日開催） 5-1-b　2014年度明治大学入学試験要項（学部一般入試，センター利用入試，全学部統一入試），4頁 5-1-c　大学ホームページ「教育情報の公表：アドミッション・ポリシー，入学者数・在学生数，卒業・就職状況等」:URL http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/student/index.html
障がいのある学生の受け入れ方針と対応							
b ●該当する事項があれば説明する 【約200字】	受験段階で，志願者提出の「特別措置申請書」に基づき,志願者の障がいレベルや入試実施・入学後の特別措置要望への可能な対応につき学部執行部で審議・回答し，その可能な対応を理解してもらったうえでなお志願者が受験を希望するのであれば，当該入試の受験を実施し，受け入れている。障がい者受け入れについての全学的なガイドラインがあるわけではないが，学部としては志願があれば柔軟に対応している。 視覚障がい者の入学試験の実施にあたっては，事前に点訳業者と綿密な打合せをおこなうことにより，効率的で迅速な入試運営体制を実現している。 また，視覚障がい者については，過年度に卒業生がいることから，盲学校よりサポート体制が充実しているとの評価を受けていることもあり，現在1名が在学中である。 また，入学前には，面談を行って必要最低限のサポートについての確認を行う。						
（２）学生の受け入れ方針に基づき，公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか							

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		現状の説明 C列の点検項目について，必ず記述してください	評価 効果が上がっている点 F列の現状から記述	評価 改善を要する点 F列の現状から記述	発展計画 「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	根拠資料 Alt＋Enterで箇条書きに
a	●学生の受け入れ方針と学生募集，入学者選抜の実施方法は整合性が取れているか。(公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか，必要な規定，組織，責任体制等の整備しているか) 【約400字】	入学者の受入方針に基づき，以下の特長をもたせた入学形態により入学者の選抜をおこなっている。 一般入試として，①一般選抜入学試験では，国語・外国語・地歴公民の３科目による試験の総合得点順位から判定する。英語の配点を高くしている。②大学入試センター試験利用入学試験では，受験生に多様な理数系科目の選択を可能にするために，大学入試センター試験３・４・５科目による試験を実施している。総合得点順位から判定する。３科目方式においては国語・外国語の配点を高くしている。③全学部統一入学試験では，３科目による試験を実施し，総合得点順位から判定する。大学入試センター試験利用入試と同様に多様な理数系科目の選択を可能にしている【5-1-b】。 特別入試として，スポーツ特別入学試験の他に次の特長ある入学形態を設けている。④社会人特別入学試験（マスターズ入学試験）として，勉学意欲旺盛な社会人に対して大学教育の門戸を開き正規の学生として受け入れることにより，生涯教育に帰することを目的として試験を実施している。試験は小論文と面接によりおこなわれる。⑤海外就学者特別入学試験として，青少年期における海外生活で得た体験，知識などを活用し国際的に有能な人材を育成し，大学の国際性の向上を図るために海外就学者を対象に試験を実施している。小論文，プレゼンテーション，面接による試験を実施している。⑥外国人留学生入学試験として，外国人の入学希望者に対して，TOEFLおよび日本留学試験の受験を当入試の受験要件として，面接による試験を実施している。なお，従来同入試で課していた小論文については，留学生入試の受験生の負担軽減およびそれによる志願者の増加を期して廃止することを決定し【5-2-1，5-2-2，5-2-3】，2015年度入試から実施することとした。これにより，留学生受験者増を見込める。これらの他に，推薦入試として推薦入学（指定校制）試験及び付属高等学校推薦入学試験を実施している【5-1-d】。		社会人特別入学試験（マスターズ入学試験）は受験者数・入学者数ともに少なく見直しの必要性がある。また，推薦入試（指定校制）の指定校の選定について，より多くの勉学意欲のある学生を確保するために新たな基準を定める必要性がある。			社会人特別入学試験（マスターズ入学試験）の出願資格として年齢制限があるが，それを引き下げる方向で検討する。推薦入試（指定校制）については，中位校であっても品行方正で学習意欲のある成績上位者を受け入れる方向で，指定校の選定基準の見直しを検討する【5-2-5】。	5-1-b　2014年度明治大学入学試験要項（学部一般入試，センター利用入試，全学部統一入試）16～18頁，40～41頁 5-1-d　2014年度明治大学入試データブック3頁 5-2-1　2013年度入試制度検討専門部会第3回記録 5-2-2　2013年度入試制度検討専門部会第4回記録 5-2-3　教授会議事録（2014年1月25日開催，3頁，協議事項5） 5-2-4　入試制度検討ワーキンググループ報告書（2014年1月16日付），2014年1月25日開催教授会参考資料No. 12

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検項目について，必ず記述してください	評価 効果が上がっている点 F列の現状から記述	評価 改善を要する点 F列の現状から記述	発展計画 「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	根拠資料 Alt＋Enterで箇条書きに
（３）適切な定員を設定し，入学者を受け入れるとともに，在籍学生数を収容定員に基づき適切に管理しているか							
収容定員に対する在籍学生数比率の適切性							
a ◎学部･学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.00である。また，学部･学科における収容定員に対する在籍学生数比率が1.00である。 ◎学部･学科における編入学定員に対する編入学生数比率が1.00である（学士課程）。 【約200字】	過去５年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は1.06である。 また，2014年度の収容定員は４学年で3,400名，在籍学生数は3,678名であり，収容定員に対する在籍学生数比率は1.08である【5-1-e】。	入学定員と入学者数の比率の適切性および収容定員に対する在籍学生数の比率の適切性を確保できている。		一般入試合格者数判断における適切な情報確保に努力する。 また，収容定員800名の適切性を検証のうえ，あらためて700名まで減ずることを検討する。	各種情報を収集し，受験動向の把握に努める。		5-1-e　明治大学データ集表4
定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応							
b ◎現状と対応状況 【約200字】	過去5年間の収容定員超過率は1.08倍であり，若干の超過ではあるが授業運営に支障をきたすレベルには達していない。						
（４）学生募集及び入学者選抜は，学生の受入れ方針に基づき，公正かつ適切に実施されているかについて，定期的に検証を行っているか							
a ●学生の受入れの適切性を検証するに当たり，責任主体･組織，権限，手続きを明確にしているか。また，その検証プロセスを適切に機能させ，改善につなげているか。 【400字】	法学部の入学者の受入方針の検証については，毎年の入学試験の経験や受験傾向等を踏まえ学部執行部で改訂の必要があるかを検討し，教授会にて審議をおこない，決定している。毎年教授会で確認し，承認している。 入学者選抜に関する検証については，法学部の「入試制度検討専門部会」で行っており，必要に応じ教授会に諮られ審議される。入試方法，科目，配点のほか，推薦入試や特別入試等各入試の在り方を検討している。2013年度はさらに執行部のもとに「入試制度検討ワーキンググループ」を立ち上げ，入試に関わる諸問題の検討を行うこととなった【5-2-4】。 各入試の合否判定は，入試ごとに試験委員からの受験者状況・各科目の成績状況等に関する詳細報告がなされた上で，教授会において慎重に審議を行い，合格者を決定している。 近年，付属校からの志願者が減少傾向であり，対策として，2013年度から，高校2年生を対象とした説明会を実施した。	2013年度に「学生の受け入れ方針」を見直し，より適切な学生の獲得が見込まれる。 入試制度検討ワーキンググループの検討結果として報告書が提出され，問題点があぶりだされた。		・指定校推薦入試の指定校のターゲットの見直し ・社会人特別入試の受験資格年齢の引き下げ ・明治大学法学部が魅力ある学部であることを示すためにホームページを充実させる。 ・学部カリキュラムを再検討する。			5-2-4　入試制度検討ワーキンググループ報告書（2014年1月16日付），2014年1月25日開催教授会参考資料No. 12

第６章　学生支援のうち修学支援及びキャリア支援

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		現状の説明 C列の点検項目について，必ず記述してください	評価 効果が上がっている点 F列の現状から記述	評価 改善を要する点 F列の現状から記述	発展計画 「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	根拠資料 Alt＋Enterで箇条書きに
（１）学生支援に関する方針を定め，学生への修学支援は適切に行われているか								
a	●修学支援に関する方針を，理念・目的，入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また，その方針を教職員で共有しているか。 【約200字】	本学部の修学支援方針は，法学部教育・研究に関する長・中期計画書に「学生のニーズに応える教育」と定めている。これは学部内に設置した自己点検・評価委員会，カリキュラム運営専門部会，人事計画委員会等，各種委員会の答申を年度計画に反映した後，教授会にて審議・承認されており，教職員共に共有されている【6-2-1：5-6頁】。また，この方針は明治大学のホームページにも掲載され，学生に対しても公表されている【6-2-2】。						6-2-1 「2014年度法学部　教育・研究に関する長・中期計画書」※既出 6-2-2 明治大学ホームページ「法学部教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」 http://www.meiji.ac.jp/hogak
b	●方針に沿って，修学支援のための仕組みや組織体制を整備し，適切に運用しているか。 ○留年者，休退学者の状況把握と対応 ○障がいのある学生に対する対応 ○外国人留学生に対する対応 ○学生支援の適切性の確認 【約400字～800字程度】	2011年度入学者から1年次から2年次へ進級するための進級制度【6-2-4】があるが，原級者数は2012年度の36人から2013年度の34人というように横ばい状態が続いている。同様に，休学者数は121人から105人，退学者数は29名から26名へと同じく横ばい状態である【6-2-3】。 こうした状況については事務室における集計結果が，原級者に関しては「進級判定資料」として年度末の教授会に，退学者に関しては毎月「学籍異動」として報告されている。 2013年度からは，カリキュラムの改定により，必修科目である「法律リテラシー」を1年次前期に配置し，「教養基礎演習」と「プロゼミ」を，1・2年次でどちらか選択的に履修しなければならない科目として配置した。これらは高校教育から大学教育への勉学上の橋渡しすると共に，学生生活を含めた助言をおこなう場として機能しており，初年次における留年および休・退学に対処できる仕組みとなっている【6-2-1：2頁】。また，2010年度入学者から3年次・4年次の専門演習（ゼミ）を必修化し，3・4年次においても上記同様のきめ細かな指導ができる態勢をとった【6-2-1：6頁；6-2-4：20-24頁】。 全学的な学習支援とは別に，2010年度から一般学生を対象とした学習支援目的のＴＡ制度をスタートさせている【6-2-1：5-6頁】。 2011年度から視覚障がい者（全盲）1名，聴覚障がい者（ろう）1名の計2名が在籍しており，学部として次のような支援をおこなった【6-2-1：12頁；6-2-8：34-35頁】―― ・兼任を含む教員全員に上記の障がいのある学生が在籍していることを通知し，授業の行い方などに関してさまざまな協力を依頼した【6-2-6】。 ・一般学生にも可能な限り障がいのある学生の手助けをしてくれるように呼び掛けた【6-2-6】。 ・障がい学生支援に関する法学部懇談会を2014年1月30日に開き，学生と教員，職員が一堂に会した。専門的な学習内容については，学部の担当教員が責任を持って支援する必要があるという認識のもと，専門科目担当者と専門演習担当者も出席し，障がい学生自身から2013年度をとおしての感想，それにもとづく要望を聴取した【6-2-7】。 ・全学的な支援体制の整備を2011年度から学部として要望していたが，その結果，教務務内に障がい学生支援チームが編成され，成果が上がっている。 ・外国人留学生に対して，2003年度からTA制度による学習支援を実施している【6-2-1;5-6頁】。 ・法学部グローバル人材育成のためのワーキンググループにおいて，留学生の関心が高いと思われる分野（国際法，国際私法，知的財産法，経済法，法社会学など）を中心に，現状から20単位増を目標に，英語による授業を増やす必要があることを確認し，その目的・手段について検討した【6-2-9】。 2013・2014年度の新入生にアンケートをおこない，学生が法学部に何を求めて入学したのか，という学生のニーズについて調査した。その結果を年度計画に反映することで，ＰＤＣＡサイクルにもとづく組織的な取り組みに活用している【6-2-1：1頁】。		①学習支援室は，駿河台キャンパスで利用者が少ない。また，和泉キャンパスでは，通常期の利用者数は芳しくないが，期末試験前になると利用者が急増している【6-2-5：9-10頁】。 ②学習支援の成果を評価する指標が明確ではない。法学部には多様な入試形態があり，特に外国人留学生については，受入人数は少ないものの【6-2-1：7頁】，教育補助体制(SA,TA制度及びチューター制度)を強化するなどの対応が必要である。 ③障がい学生支援における学部単独対応の限界【6-2-1：12頁；6-2-8】がある。障がいの状態によっては，点訳，介助，手話通訳などさまざまな支援が必要となる。			①学生支援室は，より高いレベルを目指す学生に対しての支援（例：教員のオフィスアワーなど）も検討し，自立学習を促進する【6-2-1：5-6頁】 ②留学生に対して，・TA制度に加えて，各々の留学生に個別のSA（スチューデント・アシスタント）を配するシステムを検討する【6-2-1：5-6頁】。また，卒業生に対する満足度アンケートを実施し，学習支援の在り方を見直していく【6-2-1：5頁】。 ③2013年度中に教務事務室が設立した障がい者支援センターに対し，法学部が培った経験を生かすべく，当事務室と連携し，支援体制を拡充していく。	6-2-3　異動者一覧表（2012年度・2013年度） 6-2-4　「2013年度法学部シラバス」※既出 6-2-5　「2013年度明治大学学習支援報告書」 6-2-6　「障がいをもつ学生への協力について／ノートテイカーの募集について」のチラシ 6-2-7　「2013年度　障がい学生支援に関する法学部懇談会」記録 6-2-8　「南保勝美：障害学生支援の現状と課題」（明大専教連会報　第104号［2013年1月］） 6-2-9　「2013年度　法学部グローバル人材育成のためのワーキンググループ」記録
	(3)学生の生活支援は適切に行われているか（全学対応）							
a	●進路支援に関する方針を，理念・目的，入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また，その方針を教職員で共有しているか。 【約200字】	本学部の進路支援方針は，法学部教育・研究に関する長・中期計画書に「キャリア・プランニングへの支援とケア」と定めている。これは学部内に設置した自己点検・評価委員会，カリキュラム運営専門部会，人事計画委員会等，各種委員会の答申を年度計画に反映した後，教授会にて審議・承認されており，教職員共に共有されている【6-2-1，8-9頁】。また，この方針は明治大学のホームページにも掲載され，学生に対しても公表されている【6-2-10】。						6-2-1 「2014年度法学部　教育・研究に関する長・中期計画書」※既出 6-2-10 明治大学ホームページ「法学部就職情報」 http://www.meiji.ac.jp/hogaku/employment/index.html

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検項目について，必ず記述してください	評価 効果が上がっている点 F列の現状から記述	評価 改善を要する点 F列の現状から記述	発展計画 「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	根拠資料 Alt＋Enterで箇条書きに
b ◎学生の進路選択に関わるガイダンスを実施するほか，キャリアセンター等の設置，キャリア形成支援教育の実施等，組織的・体系的な指導・助言に必要な体制を整備していること。 【約400字～800字】	就職支援 ○ゼミ 2010年度入学者から3年次・4年次の専門演習を必修化し，ゼミの担当教員及びゼミOB・OGが中心になって3年次と4年次の学生に就職支援を行っている。 ○資格教育の強化 ・「登記・供託法」をビジネスローコースの選択必修科目に盛り込んだ【6-2-4】。 ・本学出身の司法書士による講演会を主催している【6-2-1：8-9頁】。 ・2008年度より「司法書士試験対策入門講座」をおこなっている。 ・これに加えて2013年度から「土地家屋調査士試験対策講座」を実施している【6-2-1：3頁】。 ・2004年度から，国家公務員総合職試験，司法書士試験，公認会計士試験などの難関試験合格者に合格した学生を学部長が表彰している【6-2-11】。 ○資格試験受験助成 2013年度から実習料により，各種資格・検定試験受験者に1人年１回上限5,000円を限度に助成をはじめた。 ○「就職懇談会」 2004年度から3・4年次生を対象に，内定を得た本学部4年生によるエントリーシートの書き方や面接指導（模擬面接）といった実践的指導といったセミナーを実施し，2008年度からは，法学会主催で継続している【6-2-1：8頁】。 キャリア形成 ○法学部の科目である「現代法入門」において，法学部教員と法実務に携わっている方々の講演を交えながら，法とは何か，法律学の技法等を理解するということを目的とした科目を設置し，将来像を描く一助としている。 ○「法学部インターンシップ・プログラム」【6-2-12；6-2-13】 2006年度より学部独自のインターンシップ制度を，夏期休暇期間中に実施し，2・3年次の希望学生を企業・団体の法務部や法務関連部署に派遣している。 ○検察庁・裁判所（裁判傍聴）・刑務所・衆議院法制局見学 2013年度から実習料により，フィールドトリップ旅費についてバス代を助成している。 ・法学会による，最高裁判所や検察庁への見学会を行い，職務や施設等について説明いただいた。 ・法学会法律相談部が，駿河台キャンパスにおいて毎週無料法律相談をおこなっており，夏期休暇中には毎年，地方にて出張相談会を開催している【6-2-14；6-2-15】。 ・法制研究所【6-2-16】では，将来，裁判官・検察官・弁護士を目指す者に対して，基礎から専門科目までの学習を指導し，法律専門職（法曹）試験合格へのステップアップをはかっており，外部機関との連携により１年生対象の「憲民刑入門講座」，２年生対象で商法，民事訴訟法・刑事訴訟法及び行政法並びに法科大学院への進学対策としての「商訴行政・適性入門講座」を開催している。 進学支援 ○法科大学院への進学 ・進学を希望する学生に対しては，独自に「法科大学院進学特別講座」を年2回開催し，きめ細かな指導をおこなっている【6-2-1：5頁】。 ・法科大学院長に協力を求めて，学内の学生向けに進学を勧める講演を行ってもらっている【6-2-1：5頁】。 奨学金 法学部では，明治大学法学部の在学生で次年度から明治大学法科大学院に入学する者に対し，修学の利便を図ることを目的として野田孝明奨学金を設置しており，本学法科大学院への進学を奨励している。 検証 ○2013・2014年度の新入生にアンケートをおこない，学生が法学部にどんな進路支援を求めて入学したのか，という学生のニーズについて調査した。その結果を年度計画に反映することで，ＰＤＣＡサイクルにもとづく組織的な取り組みに活用している【6-2-1：1頁】。	就職支援 ○2013年度から「土地家屋調査士試験対策講座」も加わり，学生の選択の可能性を一層広げ，資格試験は，法学部志望学生に対する法学部のアピール・ポイントになっている。 ○「司法書士試験対策入門講座」は1年次からの受講が可能で有り，新入生が早い段階から将来に向けて準備を整えることができる。	キャリア支援において 学部独自のインターンシップ制度は，希望学生数に対し派遣先企業・団体数が不足している。 進学支援において， ○学内学生の法学研究科への進学者は2012年度の15名から2013年度の18名というように横ばい状態が続いている。 ○学内学生の法科大学院への進学者は2012年度の26名から2013年度の13名というように半減している。	就職支援 ○2014年度以降においても，「司法書士」，「土地家屋調査士」の対策講座を開催する。 さらに，「行政書士」，「弁理士」といった資格試験についても支援体制の実現に向けて努力する【6-2-1：3頁】。	就職支援 ○1・2年生を対象とする会社経営者等（法学部ＯＢ・ＯＧ）による講演会やシンポジウム，裁判所事務官を志望する者を対象とする講演会等を開催し，学生が早い段階から将来に向けた準備を整える手助けをしていく【6-2-1：8頁】。 ○学生主催の就職関連行事へのさらなる支援をおこなう。 進学支援 法科大学院長に協力を求めて，引き続き学内の学生向けに進学を勧める講演を行ってもらう【6-2-1：5頁】。 卒業生・既卒生に対する満足度アンケートを実施し，進路支援改善計画の参考とすることも検討している【6-2-1：5頁】。	就職支援 司法試験，公務員試験とならんで，弁理士試験等のパラ・リーガル試験に対する支援体制の構築を目指す【6-2-1：3頁】。 キャリア形成 これまでの成果を検証の上，インターンシップ・プログラム受け入れ企業・組織をさらに拡充していく【6-2-1：8頁】。 法科大学院進学者と地方課の入学者への奨学金制度について検討を行う。	6-2-1 「2014年度 法学部　教育・研究に関する長・中期計画書」※既出 6-2-4 「2013年度 法学部シラバス」※既出 6-2-11 「2013年度　法学部学部長表彰について」 6-2-12 「2013年度 法学部インターンシップ募集」要項 6-2-13 「2013年度 法学部インターンシップ運営専門部会」記録 6-2-14 2013年度夏期移動法律相談実施要項 6-2-15 明治大学ホームページ「法学会・法律相談部の活動」http://www.meiji.ac.jp/hogaku/govern_special/hogaku.html 6-2-16 「2013年度　学部ガイド」※既出

第１０章　内部質保証

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について，必ず記述してください	評価 効果が上がっている点 F列の現状から記述	評価 改善を要する点 F列の現状から記述	発展計画 「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （当年度・次年度対応） H列にあれば記述	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画 （中長期的対応） H列にあれば記述	根拠資料 Alt＋Enterで箇条書きに
（１）大学の諸活動について点検・評価を行い，その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか							
a ◎自己点検･評価を定期的に実施し，公表していること 【約400字】	法学部における自己点検・評価は，学部内に設置された「法学部自己点検・評価委員会」によって毎年行われている。本委員会は，学部長指名による委員長・副委員長各1名のほか，教務主任2名，学部長指名による委員3名，計7名で構成されている(10-2-1)。 内部質保証システムの検証・評価に関しては，可能な限り具体的で明確な根拠を示し，客観的に検証することを目標としている。そのため，構成メンバーには他大学出身あるいは他大学での教育経験を有する教員（計3名）を加えることにより，外部的な視点を加えた客観的な評価が可能となるよう配慮している。また，教務主任2名を加えることによって評価結果が学部改善に具体的に反映される体制を構築している。 自己点検・自己評価報告書の作成手順として，例年4月ないし5月に委員会を開催し，点検項目の検討課題について審議し，分担執筆によって原案を作成する(10-2-2)。その原案を執行部会議に示し，執行部による年度計画書作成に反映できるようにしている。その後，再度委員会を開催し，修正案を作成し，全学の手続きを経てホームページに公開している。 2012年度法学部自己点検・評価報告書はホームページで公表している（10-2-3）。 2013年度よりアンケート集計した際の，学生の要望等を参考にカリキュラム改正をおこない，「法律リテラシー」を１年前期に全員履修するように変更をおこなった。	資料に基づく客観的評価を行うことで改善の具体的方向を示し，年度計画等に反映されている。		各種資料の効率的・効果的収集の手順を確立する。			10-2-1　2014年度法学部各種委員等一覧表 10-2-2　法学部自己点検・評価委員会記録（第1回2013年4月11日，第2回2013年5月16日，2013年9月12日開催） 10-2-3　明治大学ホームページ「2012年度法学部自己点検・評価報告書」（http://www.meiji.ac.jp/koho/about/hyouka/self/2012/6t5h7p00000h8e60-att/2_1.pdf）
a ●内部質保証の方針と手続を明確にしていること。 ●内部質保証をつかさどる諸組織（評価結果を改善）を整備していること ●自己点検･評価の結果が改革･改善につながっていること ●学外者の意見を取り入れていること ●　文部科学省や認証評価機関からの指摘事項に対応していること 【800字～1000字程度】	法学部の内部質保証の基本方針は，全学の方針に従い「自己点検・評価委員会」を主体として，毎年，報告書を作成するとともに，その結果を学部執行部・各種委員会・教授会にフィードバックすることにより，教育・研究の改善を図っている（10-2-2）。 自己点検・評価結果については，執行部が確認し，改善内容について執行部が学部各種委員会（カリキュラム運営専門部会・人事計画委員会，入試制度検討専門部会等）に諮問し，その答申結果を教授会の議をへて年度計画に反映することによって，学部全体としての内部質保証のシステムを構築している。 学部内の組織等については学部執行部が，教育内容についてはカリキュラム運営専門部会が中心となり，随時問題点の発見・改善に努めることでＰＤＣＡサイクルを形成している。 学部外からの意見については，法学研究科ならびに法科大学院執行部との意見交換を行っている。また，学外からの意見については，父母会における相談，法学部インターンシップ運営専門部会における協力企業担当者との意見交換等をとおして質保証の参考としている。 前回認証評価以後は，改善アクションプランを作成し，指摘事項の改善を図った。	国際化への対応，カリキュラム改革など，PDCAサイクルに基づく改善が着実に進んでいる。	自己点検・評価報告書には学部の具体的な行動を促すための制度的な保証がないため，自己点検の結果を効率的に学部運営に反映できない可能性がある。	改善の効果を定量的に評価する手法を開発し，改善のためのインセンティブを高める。	恒常的に行っている自己点検・評価の成果を生かすために，学部内の規定を整備する。		10-2-2　法学部自己点検・評価委員会記録（第1回2013年4月11日，第2回2013年5月16日，2013年9月12日開催）